公正で透明な町政のために
～情報公開制度・個人情報保護制度～

町では、個人のプライバシーにかかわる情報などを適正に管理しながら、行政情報の提供や公表を行っています。ここでは、情報公開制度と個人情報保護制度の利用方法と平成17年度の運用結果についてお知らせします。

町では「情報公開制度」により、皆さんからの請求に応じて、町が保有する公文書を公開し、町政に関する情報の提供や公表を行っています。

また、皆さんの個人情報をこれまで以上に保護するため、全職員に対して、個人情報保護の研修を行うなど、一層の信頼が得られるよう個人情報保護制度の運用・強化に努めています。

《情報公開制度》

町が保有しているすべての公文書が対象となります。事務処理の手続きが終了していない文書でも、町が保有していれば、公開の対象となります。

ただし、個人情報や法令等の定めにより公にすることができない情報などは公開できません。

▼情報公開の請求のできる方
①町内在住の方
②町内に事務所や事業所がある方
③町内に在勤・在学している方
④町の行う事務事業に利害関係がある方

▼申請方法＝情報公開請求書により申請してください。

▼請求書配布場所＝役場受付行政情報コーナー
※町ホームページからダウンロードすることもできます

▼手続きの流れ
①公開の請求を受け付けた日から15日以内に、公開・非公開を決定
②決定通知の送付
(1)公開・部分公開の場合
公開の日時を通知します。公開方法は、公文書の写しの交付によって行います。
※公文書の写しには手数料がかかります（A4単色の場合、1枚につき10円）
(2)部分公開・非公開の場合
決定通知書の中で理由を示します。決定に不服がある場合は、処分を知った日の翌日から60日以内に不服申立てをすることができます。
※平成17年度における不服申立てはありませんでした

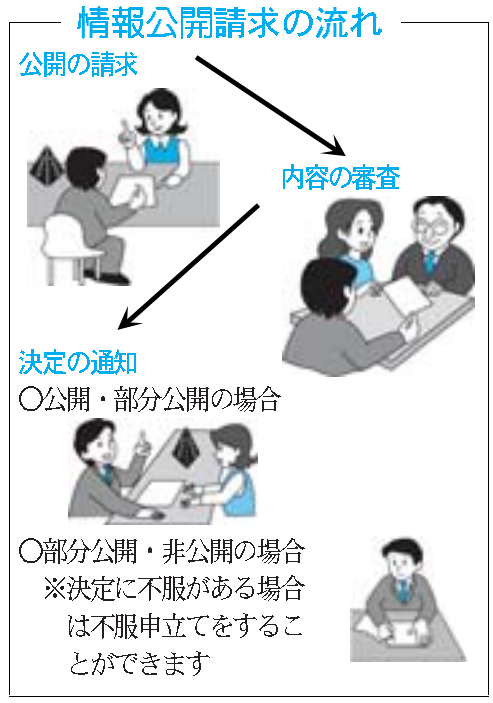

《個人情報保護制度》

個人の権利利益の保護を図り、公正で信頼される町政を行うため、町が保有する個人情報の開示、訂正等を請求することができます。

ただし、法令等により開示できないとき、開示により第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるときは、請求されても開示できない場合があります。

▼個人情報の開示請求のできる方
①町に自己に関する個人情報が保管されている方
②①に該当する未成年者・成年被後見人の法定代理人

▼申請方法＝開示請求の場合は、個人情報開示請求書により申請してください。

※請求の際に、請求に係る個人情報の本人または法定代理人であることを証明する書類が必要となります

▼請求書配布場所＝役場受付行政情報コーナー
※町ホームページからダウンロードすることもできます

▼手続きの流れ
①開示の請求を受け付けた日から15日以内に、開示・不開示を決定
②決定通知の送付
(1)開示・部分開示の場合
開示の日時を通知します。開示方法は、公文書の写しの交付により行います。
※公文書の写しには手数料がかかります（A4単色の場合、1枚につき10円）
(2)部分開示・不開示の場合
決定通知書の中で理由を示します。決定に不服がある場合は、処分を知った日の翌日から60日以内に不服申立てをすることができます。
※平成17年度における不服申立てはありませんでした

問総務課行政係
☎(70)0300

◇平成17年度の情報公開制度・個人情報保護制度の運用結果

《情報公開制度》

請求件数

年　度	件　数	人　数	処理件数
平成17年度	24	16	24
平成16年度（参考）	18	7	18

請求のあった実施機関・処理件数

実施機関名	公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ	合計
町長部局	17	3	0	2	0	22
教育委員会	1	1	0	0	0	2

部分公開・非公開とした理由

理　由	件　数
個人に関する情報	3
法人等に関する情報	2
合　計	5

※理由が複数存在するときは、それぞれ計上しています

《個人情報保護制度》

年　度	件　数	人　数	処理件数
平成17年度	2	2	2
平成16年度（参考）	3	2	3

※個人情報の訂正、削除、中止請求はありませんでした

請求のあった実施機関・処理件数

実施機関名	公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ	合計
町長部局	0	1	0	1	0	2
教育委員会	0	0	0	0	0	0

歯科衛生士だより　歯っぴーライフ53

あなたの歯や歯肉は健口（けんこう）ですか？

6月4日(日)～10日(土)は口腔保健週間（歯の衛生週間）です。

歯や口の健康を保つことは、食事や会話を楽しむなど、豊かな人生をおくる基礎となるものです。

歯を失う主な原因であるムシ歯や歯周疾患を防ぐには、バランスのとれた予防が大切です。

・歯磨きに加え、デンタルフロスなどを使って、歯と歯肉の手入れを習慣化する。
・フッ化物入り歯磨き剤を使用したり、歯科医院などでフッ化物歯面の塗布を受けたりする。
・よくかんでゆっくり食べる習慣をつける。
・間食の回数を減らし、砂糖のとり過ぎを控える。
・かかりつけ歯科医で定期的に歯科健診や歯石の除去を受ける。

自分の歯と口に関心を持ち、ムシ歯や歯周疾患をなくして「8020（ハチマルニイマル）(80歳になっても20本以上の歯を保つ)」を達成し、健康で豊かな生活を目指しましょう。

町では、子どもから成人を対象に歯科相談を行っています。「ムシ歯や歯周病を予防したい」「自分に合った磨き方や子どもの仕上げ磨き方法について知りたい」など、歯科衛生士がアドバイスしますので、ご相談ください。

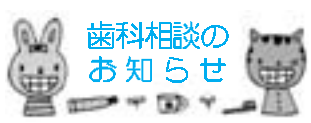

▶日時・会場
①第3(金)14時～15時30分・保健センター
②第1(金)13時30分～15時・中部コミュニティセンター
③第3(火)9時30分～11時・農村環境改善センターいずみの里

▶申込方法＝電話で申し込み

申・問健康福祉課健康指導係
☎（72）8321

保健師だより

健診を受けた後で

町の基本健診と胸部レントゲン検診が、5月29日から始まりました。結果は受診後1カ月半程度で出ます。

結果を見るときは、次のことに注意しましょう。

①基準値は柔軟にとらえよう

検査の基準値は、年齢や性別に相応した平均的な数値です。数値は当日の体調や、検査の実施機関、検査法によっても差が出ます。基準値の範囲外だから、即異常とは限りません。

②「要精検」・「要再検」といわれたら

要精検や要再検は「疑わしい点があるのでもう少し詳しく調べてみましょう」ということです。病気と診断されたわけではありません。

多くの方は、精密検査で異常がないことがはっきりします。もし病気があった場合は、早期発見・早期治療につながりますので、面倒がらずに検査を受けましょう。

③最近体調が悪いけど、健診で「異常なし」だから大丈夫!?

健診は、広く浅く体の状態を調べるものです。自覚症状がある場合は、病院に行ってきちんと診察を受けましょう。

健診の問診票を発送しています。お手元に届いていない方はお問い合わせください。

なお、今年度から過去2年間健診を受診されていない方には送付をしていません。受診希望の方はご連絡ください。

問健康福祉課健康指導係
☎（72）8321